

東近江市世界風博物館東近江大風会館の指定管理者の指定 につき議決を求めることについて

東近江市世界風博物館東近江大風会館の指定管理者を次のとおり指定するにつき、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決
を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市世界風博物 館東近江大風会館	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興 事業団	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

提案理由

東近江市世界風博物館東近江大風会館の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。